

2021年4月

お客さま各位

## 休眠預金等のお取扱いについて

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が、平成30年（2018年）1月1日に施行されました。

この法律により、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）については最終異動日等から10年6カ月を経過する日までに、金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管されます。

なお、預金保険機構に移管された預金等につきましては、お客さまのご請求によりいつでも払戻しいたします。

### [休眠預金等の定義]

1. 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
2. 「預金等」とは、預金保険法上の付保対象とされるものを表します。
3. 「最終異動日等」とは、預金等にかかる次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
  - ①当該預金等に係る異動が最後にあった日
  - ②当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
  - ③当該預金等に係る預金者等に対して、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・金額等の事項を通知した日（最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合等に限りま  
す。）
  - ④当該預金等について預金等に該当することとなった日
4. 「異動」とは、当該預金等に係る預金者等その他関係者がする引出し、預入れ、振込その他の事由をいい、以下の表のお取引が該当します。

この異動事由に該当するお取引をされている場合、休眠預金等となることはありません。

《異動にあたるお取引一覧》 ※○:異動事由となります。 —:お取引はございません。

預金等の種類	法定異動事由	当金庫が認可を受けている異動事由																
		通帳			証書		キャッシュカード	当金庫ATMを利用したお取引					ご契約内容、お客様情報の変更			総合口座に含まれる他の預金の異動注4	総合口座に含まれるマル優預金に相当する事由が生じたこと注5	
		発行・再発行	記帳	繰越	発行・再発行	記帳注1		残高照会	取引履歴照会	暗証番号変更	電話番号変更	ご利用限度額の変更	お取扱い範囲の変更注2	口座種類の変更注3	お取引店の変更			名義変更
当座預金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
普通預金 (無利息型を含む)		○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インターネット専用口座(無通帳)		—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
貯蓄預金		○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—
通知預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お引出し</li> <li>・お預入れ</li> <li>・お振込の受入</li> <li>・お振込による払出し</li> <li>・口座振替その他の事由による預金額の異動(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます)</li> <li>・手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求(当金庫が把握できる場合に限り)</li> <li>・お客さまから、公告の対象となっている預金に係る情報提供の求めがあった場合</li> </ul>	○	○注1	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	
納税準備預金		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期)		—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
自由金利型定期預金 (大口定期)		—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
変動金利定期預金		—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
期日指定定期預金		—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
自動継続自由金利型定期預金(M型) (スーパー定期)		○	○注1	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期)		○	○注1	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
自動継続変動金利定期預金		○	○注1	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
自動継続期日指定定期預金		○	○注1	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○
定期積金		—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	
財形預金(一般・年金・住宅)		休眠預金等活用法の対象ではございません。																
マル優預金																		
外貨預金																		
譲渡性預金																		

注1: 記帳するお取引が無い場合は異動とはなりません。

注2: ご利用可能店舗の変更、デビットカード取引可否の変更、口座振替受付サービス利用可否の変更が該当します。

注3: 総合口座、無利息型口座、無通帳口座等へ変更した場合が該当します。

注4: 総合口座において、一方の預金(普通預金または定期預金)に異動があった場合、他方の預金(定期預金または普通預金)にも異動が生じたものとして取扱います。

注5: 総合口座に含まれるマル優預金に異動に相当する事由が生じた場合は、同一通帳内の他の預金にも異動が生じたものとして取扱います。